

施策の方向Ⅰ 子どもの生命を守り、安全安心に暮らすための体制の充実

虐待や体罰、いじめなどの子どもの権利侵害の早期発見・早期対応に努め、切れ目のない支援体制の整備に向け、相談・救済機関の連携、充実を図ります。権利が侵害されていることが分からなかったり、相談や救済を求める方法が分からなかったりする子どもが、安心してSOSを発することができ、救済を求められるよう広報・普及を推進します。また、子どもの貧困の状況を把握し、必要な施策を推進します。

推進施策 1 子どもの権利擁護委員制度における相談・救済機能の充実

〔具体的取組み〕

- ①子どもの権利擁護委員制度の機能強化を図り、安心して相談できる体制を整えます。
- ②子どもの権利相談室での相談活動を充実させ、市民に広報します。

推進施策 2 関係機関の相談体制と広報の充実

〔具体的取組み〕

- ③生徒指導主事、教育相談主任、さわらび学級、スクールソーシャルワーカー（S S W）や家庭相談員などの連携による相談救済体制の充実を図り、子どもの最善の利益を考慮した対応に努めます。
- ④子どもに直接配布する各種相談カードの配布時期・方法やメディアなどの子ども向け広報を工夫するとともに、市の体制をカバーする市以外の相談機関の広報も積極的に行います。

推進施策 3 地域における支援体制の整備

〔具体的取組み〕

- ⑤地域における切れ目のない支援体制の整備に向け、関係機関相互の連携を図ります。
- ⑥要保護児童対策地域協議会を活用し、子どもの権利侵害の早期発見・早期対応や権利侵害の防止を図ります。
- ⑦自殺対策計画の推進により、各機関が連携した子どもの命を守る体制を整備します。

推進施策 4 いじめの早期発見・早期対応のための環境整備

〔具体的取組み〕

- ⑧子どもに対する定期的な調査を実施します。
- ⑨いじめ防止基本方針が機能しているか点検し、必要に応じて見直します。

推進施策 5 子どもの貧困状況の把握と施策の推進

〔具体的取組み〕

- ⑩子どもの貧困の状況を把握するための調査を実施します。
- ⑪多治見市の状況に合わせて、子ども食堂や学習支援などの施策を推進します。

推進施策 6 居場所づくりの推進

施策の方向Ⅱ 子どもの居場所づくりと意見表明・参加の促進

子どもが安心して休み、遊び、学び、人間関係を作り合うことができる居場所づくりを推進します。子どもの生活の場においては、子どもが自分の意見を表明でき、その意見や思いが正当に受け止められ尊重されるよう一層努めます。また、子どもの主体的な参加を促し、参加を保障できるような環境の整備に努めるとともに、自主的な活動を支援します。

推進施策 6 居場所づくりの推進

〔具体的取組み〕

- ⑫児童館・児童センターや公民館等生涯学習施設において、子どもの居場所づくりを推進します。
- ⑬子ども情報センターの子どもの居場所・情報発信拠点としての機能を充実します。
- ⑭さわらび学級やキキョウフレンドを充実し、不登校の子どもの居場所づくりを進めます。
- ⑮キキョウスタッフを充実し、障がいのある子どもの居場所づくりを進めます。
- ⑯たじみ子育てパートナーウィズ・チルの活動を推進します。
- ⑰青少年まちづくり市民会議による青少年健全育成活動を推進し、子どもの居場所を充実します。
- ⑱「多治見市望まないタバコの被害から市民を守る条例」に基づき、居場所における子どもの受動喫煙防止対策を進めます。
- ⑲星ヶ台運動公園整備計画に基づき、子どもの居場所づくりを進めます。

推進施策 7 たじみ子ども会議の活性化など市政への子どもの意見表明・参加の促進

〔具体的取組み〕

- ⑳まちづくり、市政などへの子どもの意見表明・参加の場として、たじみ子ども会議を活性化します。
- ㉑市の事業実施にあたり、子どもの意見聴取・参加に努めます。
- ㉒多治見市の環境改善に参画できるよう、環境学習を進めます。
- ㉓社会科副読本やオープンファクトリーの整備などにより、地場産業や起業を学ぶ機会を提供し、子どもの社会参加につながる取組みを進めます。

推進施策 8 学校などにおける子どもの意見表明・参加の促進

〔具体的取組み〕

- ㉔子どもの声を授業づくりや学校行事に反映させる方策を検討します。
- ㉕中学校連合生徒会を、学校を含む地域づくりのための子どもの意見表明・参加の場として支援します。

推進施策 9 子ども施設などにおける子どもの意見表明・参加の促進

〔具体的取組み〕

- ㉖子ども情報センターにおいて、子どもの意見を施設運営などに活かし、子どもに関わる情報の収集と発信に努めます。
- ㉗児童館・児童センターにおいて、子どもの意見を施設運営などに活かすよう努めます。
- ㉘生涯学習施設において、文化芸術活動など子どもの自主的活動を支援するために、場所の提供などを行います。

推進施策 10 地域における子どもの意見表明・参加の促進

〔具体的取組み〕

- ㉙青少年まちづくり市民会議による青少年健全育成活動を推進し、子どもの意見表明・参加の場を充実します。
- ㉚地域ボランティアや子ども会等の活動を支援します。



施策の方向Ⅲ 子どもの権利に関する意識の育成・向上

子どももおとなも誰もが、かけがえない社会の一員として命の大切さや人権を尊重する考え方を広め、1人の人間としての権利を有することや他人の権利を尊重することなど、子どもの人権学習を支援します。また、子どもが一人の人間として最大限に尊重されるような啓発や、保護者が自分自身の事も大切にできるようなメッセージの発信など、おとなに向けた広報も行います。

推進施策 11 命と人権を尊重する教育の推進

〔具体的取組み〕

- ㉛学校の教育計画に位置づけ、子どもの権利に関する授業を実施します。教育活動全体を通して、子どもの権利についての学習を進めます。
- ㉜幼稚園・保育所・認定こども園に通う子どもが、子どもの権利に触れる機会をつくります。
- ㉝たじみ子ども会議☆子どもスタッフ会議において、子どもの権利学習を支援します。
- ㉞小中学校などの児童生徒や学校職員、放課後児童クラブ等の子ども施設職員へ、障がいや多様な性のあり方に関する情報を提供します。
- ㉟子どもの権利セミナーを充実させ、子どもからおとなまで幅広い年齢や立場の人に向けて、子どもの権利を学習する機会を提供します。

推進施策 12 子どもの権利学習の研究・教材開発

〔具体的取組み〕

- ㊱子どもの権利に関する学習の資料及び指導方法を、実践しながら工夫改善します。
- ㊲子どもの障がいや多様な性のあり方などについて、子どもにもおとなにも理解を促す方法を研究します。

推進施策 13 子ども施設職員に対する研修・研究などの支援

〔具体的取組み〕

- ㊳小中学校、幼稚園、保育所、認定こども園、放課後児童クラブほか子ども施設職員を対象に、子どもの権利に関する研修を実施します。
- ㊴子ども施設の職員を対象に、子どもの権利に関する情報等を提供します。
- ㊵子どもの権利授業実践についての情報収集・提供や交流を進めます。
- ㊶行政職員を対象に子どもの権利に関する研修を実施します。
- ㊷たじみ子どもの権利の日事業を充実します。

推進施策 14 保護者に対する普及啓発などの支援

〔具体的取組み〕

- ㊸小中学校での子どもの権利に関する授業公開を進め、学校からのおたよりなどにより、保護者に向けて子どもの権利を啓発します。
- ㊹たじみ子どもの権利の日を活用し、幼稚園・保育所・認定こども園などのおたよりなどにより、保護者に向けて子どもの権利を啓発します。
- ㊺情報紙やホームページ、各種セミナー、母子健康手帳交付や定期健診等を活用して、保護者に向けて子どもの権利を啓発します。
- ㊻親育ち4・3・6・3たじみプランにおける取組みを進めます。
- ㊼母子保健推進員、子育て支援団体など市民団体と連携協力し、子どもが健やかに育つよう、保護者への支援体制の充実を図ります。
- ㊽子育て支援センター事業など子育て支援事業を充実し、保護者が子育てへの不安を軽減できるよう支援します。

推進施策 15 地域のおとなに対する普及啓発などの支援

〔具体的取組み〕

- ㊾民生児童委員や青少年育成関係者など地域で子どもの見守りや育成に携わるおとなに向けて、子どもの権利に関する学習機会や情報などを提供します。
- ㊿生涯学習施設における子どもの権利に関するおとなの学習を支援し、子どもにやさしいまちづくりに向けた住民の取組みを奨励します。

